

岡山市営斎場予約システムの利用者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市営斎場予約システム（葬祭業を営む法人が岡山市東山斎場及び岡山市岡山北斎場の火葬等の日時を予約するためのシステムをいい、以下「システム」という。）の利用者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 葬祭業を営む法人は、その施設ごとに、市長の登録を受けて、システムを利用することができる。

(登録の申込)

第3条 前条の登録を受けようとする葬祭業を営む法人は、その施設ごとに、岡山市営斎場予約システム利用登録申込書（新規・変更）（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書の記載事項、ID及びパスワードをシステムに登録するとともに、岡山市営斎場予約システム利用登録（変更）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 前条の規定による登録（以下「利用者登録」という。）の有効期間は、登録を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、有効期間内にシステムを利用して火葬等の日時を予約した場合は、当該有効期間の満了の日の翌日から2年間延長し、その延長した有効期間内にシステムで予約の手続をした場合はさらに当該有効期間の満了の日から2年間延長し、その後も同様とする。

(変更の届出)

第6条 第4条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかに申込書を市長に提出することにより、その旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項をシステムに登録するとともに、通知書を登録者に交付するものとする。

(遵守事項)

第7条 登録者は、市長が別に定めるところに従い、システムを利用しなければならない。

2 登録者は、システムの利用に当たっては、信義に従い誠実に利用することとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) システムからの予約は、死亡の事実が発生してから行うものとし、1死体につき1件とすること。

(2) 予約を変更する必要があるときは、直ちに変更すること。

(行為の禁止)

第8条 登録者は、システムの利用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) システムを予約以外の目的で利用すること。

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第4条から第7条までに規定されている不正アクセス行為を行うこと。

(3) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(4) その他管理上支障をきたすこと。

(利用の制限)

第9条 市長は、登録者がこの要綱の規定に違反したときは、6月以内の期間を定めてシステムの利用を停止することができる。

(利用者登録の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用者登録を受けたとき。

(2) 登録者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他利用者登録を抹消すべき事由が生じたときと市長が認めるとき。

(利用者登録の抹消)

第11条 市長は、有効期間の経過により登録が効力を失ったとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録者の登録を抹消するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

2 この要綱の施行時にすでに登録を受けている者は、この要綱によって登録を受けたものとみなす。